

環境 ビジネス

持ってるだけでイメージアップするビジネス仕様の
エコアイテム厳選30

事故後の対応は基本を知らないことが最大のリスク
実践ノウハウQ&A

2008年9月1日発行(毎月1回1日発行) 通巻384号 www.kankyo-business.jp

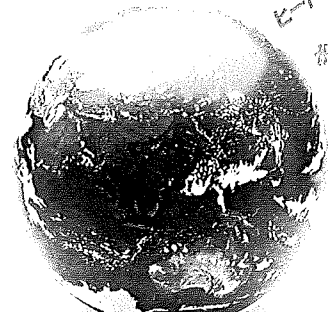
未来予測大特集▶ CO₂マイナス60%を実現する2050年の

トップランナー企業

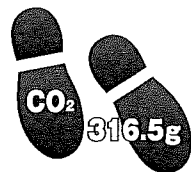
保存版▶ スマートビジネスパーソンの常識
地球温暖化検定

10の
条件

2



5



6

 2009
月号

1. 適正処理対策

(1) 排出事業者責任の強化・徹底

- 排出事業者が自ら処理する場合の適正処理をより確実に確保していくことが必要
- 特に建設系産業廃棄物については、排出場所が一定でないことや、原則として元請業者が排出事業者となるが建設工事の請負形態によっては排出事業者が元請業者でないケースがあるといった特殊性から、排出事業者の特定が困難な場合があるため、排出事業者責任の所在を明確化することが必要
- マニフェストについてその徹底や違反状況が客観的に明らかとなるような措置等により、処理が完了するまでを確認する仕組みを強化することが必要。また、電子マニフェストについては義務化の必要性も含め普及促進策について検討すべき

(2) 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進

- 許可基準の明確化などにより引き続き許可の適否を厳正に行うとともに、取締りをより徹底していくことが必要
- 許可制度（廃棄物処理施設設置許可制度含む）については、欠格要件の見直しや、産業廃棄物収集運搬業許可手続の簡素化等による負担軽減など、合理化が必要
- 優良で信頼できる産業廃棄物処理業者を育成する観点から、優良性評価制度を拡充していくことが必要

(3) 廃棄物処理施設設置許可制度の整備及び最終処分場対策の整備

- 安定型最終処分場を始めとする廃棄物処理施設による環境汚染に対する住民不安に配慮し、施設の実態を把握・評価し、より手厚い廃棄物処理施設設置手続きや基準の整備が必要
- 許可取消処分を受けるなどして設置者が不在となった場合の管理を含め、最終処分場の維持管理体制の強化が必要
- 長期的にみて安定的な処理を確保するため、廃棄物最終処分場の施設整備を進めることが必要

(4) 不法投棄対策の強化・徹底

- 未然防止強化の観点から、監視等の強化に加え、罰則を見直すことが必要
- 早期対応を迅速に行う観点から措置命令を拡充することなどが必要

(5) 適正な処理が困難な廃棄物の対策の一層の推進

- 適正処理が全国的に困難となっている一般廃棄物があるかについて把握し、そうした一般廃棄物について、処理の在り方を検討すべき
- ◆検討するに当たって留意すべき事項
- 廃棄物の処理については、排出事業者が廃棄物処理業者等へ委託して行う場合と、排出事業者が自ら行う場合とがあるが、いずれの場合においても処理基準が遵守されなければならない、適正処理を担保するための措置について偏りのない制度とするべき
- 円滑な取引が確保されるためには、適正に処理する事業者が不適正な処理を安価で行う者よりも優位に立てるようにするべき
- 不法投棄原状回復基金の利用や支援方法に関する検討を踏まえるべき

2. 廃棄物処理法の活用による3Rの推進

(1) 排出抑制の徹底

- 多量排出事業者による減量その他処理に関する計画制度の充実が必要

(2) リサイクルの推進

- 現行の再生利用認定制度及び広域認定制度を、不適正処理につながらないように配慮しつつ利用の拡大を図ることが必要
- ◆検討するに当たって留意すべき事項
- 循環型社会の形成に向け、より一層の廃棄物の排出抑制（リデュース・リユース）、再生利用（リサイクル）等による廃棄物の減量を進め、環境と経済を両立させ、3Rが促進される社会システムを構築していくことが重要である。その際、循環資源の価値は市況により大幅に変動することも踏まえ、不法投棄等不適正処理につながらないように慎重な検討が必要

ペットボトルなどの資源を寄付・リサイクルする際に、法令解釈上、廃棄物として扱わなければならないといった事態も生じています。これでは、コスト・リスクともに企業側の負担が大きすぎてリサイクルが進みません。

現在取りまとめの進められている「廃棄物処理政策における論点整理」には、排出事業者責任の強化に関する記載が目立ちますが、「実態から見

てどうなのか、社会的なコストメリットに繋がっているのか」といった観点から不足しているように感じます。「こうすれば管理しやすい」という視点で述べられているからでしょう。社会的なコストメリットに繋がる項目としては、地方自治体の申請書の様式の統一と報告の省略などが考えられ、これは排出事業者・処理事業者にとってありがたいことだと思います。

学識経験者が「廃棄物処理の法律はこうあるべき」と指し示すことは必要です。しかし、実際どうしてそういう問題が起こっているのか、中小零細企業から大手企業まで幅広い関係者の実態を把握した上で、「何のための法律なのか」という本質に基づいた法整備が求められています。



Q3 排出事業者が現地調査を実施する際のポイントと、処理業者に求められる対応についても教えてください。



A3 保管基準違反がないかどうか、許可書の内容と現場の一致・不一致を確認しましょう。

ご存じのとおり、廃棄物の処理責任は排出事業者であり、自ら処理することができない場合に、排出する廃棄物の運搬又は処理を業者に委託することとなります。その場合、廃棄物処理法で規定する委託基準により、委託契約書の取り交わし等の書面確認や委託した廃棄物が適正に処理されるかどうかをマニフェストで確認することと定められていますが、これらの法で定める書面上の確認だけでは廃棄物が実際に確実に適正に処理されるかを把握することはなかなか困難です。

最近の大規模不適正処理事案をみると、処理業者がかかわることによる巧妙化、また、処理業者がかかわるために表面化するまで時間がかかり、そのために表面化したときには、周辺への環境面での重大な影響はもちろん、原状回復費用等の経済的損失をもたらす等、社会的な影響も極めて大きくなります。

このような事態を避けるためにも、廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化という法律の趣旨を徹底し、適正な処理業者を選定し、委託した廃棄物の不適正な処理を未然に防止するための手段として排出事業

者の現地調査が必要となるのです。

また、処理業者にとっても、自信をもって処理場を公開し適正処理には相応の費用がかかることを排出事業者に理解していただくことは、顧客とよい関係を築くチャンスととらえて積極的に現地調査に協力することが重要です。

上記の理由のために、処理委託先の現地確認をすることは重要ですが、なんの知識もなく現地を見に行っても、たいした成果は得られません。

ではどこが重要なポイントなのかを簡単に説明いたします。

1. 保管基準違反は、不適正処理の第一歩

保管量の増大が不適正処理につながるものが多々あります。物とお金が同一方向に流れるという廃棄物処理特有なことにより、経営が苦しくなると廃棄物を大量に集めて保管し、そのまま放置されたり違法な処分場へ流れたりする可能性が大きくなります。そのためにも、許可証の保管能力と現場の保管量を照らし合わせて確認しましょう。

2. 許可申請書と施設の稼働状況の不一致は不適正処理のもと

許可証に記載された処理能力は、基本的にはその機械の最大処理能力が記

載されます。例えば、破碎施設で処理できる品目が建設系7品目である場合などは、1日あたりの処理能力が300トンと記載されていても、それは許可された品目の比重が大きいもの（コンクリートくず）などを処理した場合の処理能力である場合があります。廃プラスチック類を実際に処理できる量は少ない場合がありますので、許可申請書の能力計算書の処理能力と稼働状況を確認して、委託しようとしている品目の能力が実際にあるかどうかを確認しましょう。

確認のポイントはまだまだたくさんありますが、紙面の都合で大きなポイントをふたつだけあげさせていただきます。

基礎編の「解説者」



高橋 利行氏
高橋環境法務事務所

Profile ●埼玉県庁在職中の平成5年に埼玉県北部環境管理事務所廃棄物課に配属され、廃棄物処理業の許可事務や指導監視を担当。在職中の平成7年に行政書士試験に合格。平成9年県庁退職後、行政書士事務所設立。廃棄物処理業務に精通した専門行政書士として活躍。産業廃棄物収集運搬業、処分業の申請は年間200件を超え、処理事業者の経営を幅広くサポートする。

無料セミナー
「仕事を切られないために!・ガバナンスを読み解き、顧客の要望に対応しよう!」
■日 時:平成21年5月27日(水) 午後1時~午後4時
■場 所:埼玉会館(埼玉県さいたま市 JR浦和駅下車 徒歩5分)
■参加費:無料 ■定 員:80名 ■対 象:産業廃棄物処理業者
■主 催:高橋環境法務事務所 ■講 師:産業環境管理協会(予定)